

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター

発行日：令和2年10月20日

〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5

☎ 0800-200-6200

E-mail：info@asunarosouzoku.com

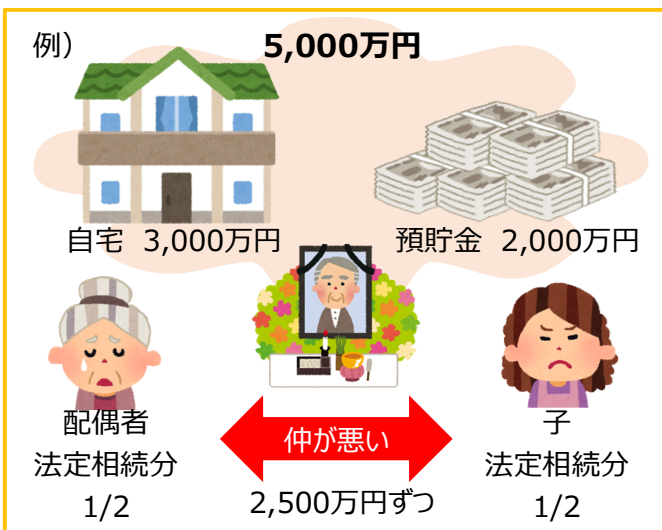
URL：http://asunarosouzoku.com

「配偶者の居住権」が保護されます

配偶者の居住権 とは

配偶者居住権とは、亡くなった人と**同居していた配偶者が、被相続人の死亡後も、その家に住み続けることができる権利**です。配偶者の生活を保護するための制度です。

例えば、3,000万円の自宅と、2,000万円の預貯金を持っていたご主人が亡くなりました。妻(配偶者)と娘(子)は仲が悪く、ご主人は遺言を残さずに亡くなってしまったとします。両者の折合いがつけば、相続分は自由に決めることができます。しかし、二人が合意しなければ、いつまでたっても遺産を分けることはできません。



これまでの制度で法定相続分で分けるとすると、今回の場合「配偶者」1/2、「子」1/2ですから、 $5,000万円 \times 1/2 = 2,500万円$ ずつ相続することになります。「配偶者」は夫と暮らしていた自宅に住み続けたいので、自宅は手放したくない。しかし、「子」は2,500万円を要求している。ぴったり2,500万円ずつわけるとすると、「配偶者」の預貯金から500万円を捻出して、「子」に2,500万円を渡す、最悪の場合は自宅を売却して2,500万円ずつ分けることとなります。

「配偶者居住権の保護」とは

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

2018年7月13日公布 2020年4月1日施行

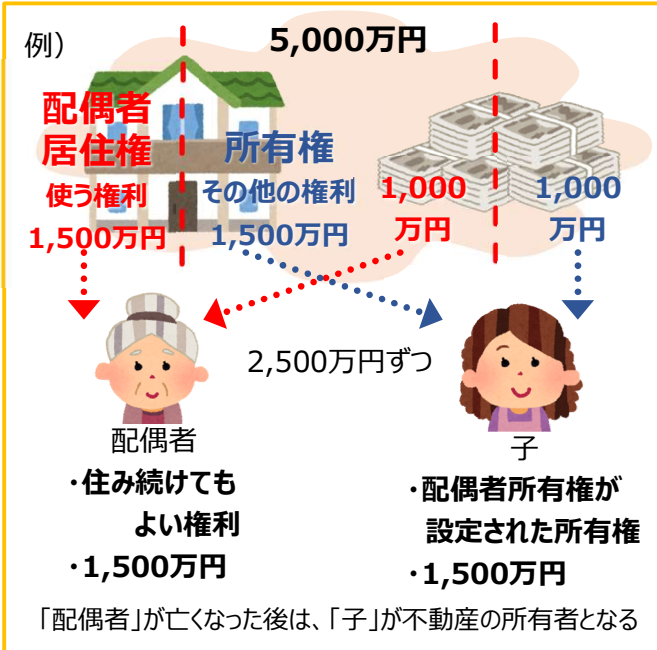
① 相続が発生する前から住んでいた配偶者が自宅の所有権を相続しなかったとしても、その自宅に**住み続ける権利**だけは認められる。

② 配偶者居住権を**不動産登記簿謄本に登記**する
(登記していなければ、居住権は無効になる)

③ 期間は**配偶者の終身**

配偶者が居住している間は、勝手に売却したり譲渡したりすることはできない。その権利を誰かに相続することもできない。

配偶者が亡くなったあとは、「**その他の権利を有していた人**」が**不動産の所有権を有する**ことになるので、そのまま住むのも、売却するのも全て自由です。



「自筆証書遺言」の保管制度 その2

前号にて、**自筆証書遺言書を法務局で保管できるようになった**(2020年7月10日より) ことをお知らせしましたが、「自筆証書遺言書」とは、どのようなものでしょうか。

自筆証書遺言を作成する

自筆証書遺言とは、遺言者が、作成した**遺言書の全文**、**日付及び氏名を自書し**、**これに押印し作成する**方式の遺言です(民法968条1項)。紙とペン、印鑑さえあれば、思いついたとき、気軽に作成することができ、費用がかからず、何度でも書き直すことができます。それでは、「自筆証書遺言」作成のポイントをお伝えします。

① 全文を自筆で書く

遺言書の全文は**遺言者本人が自筆で**書きます。遺言作成に使う紙もペンも自由ですが、できれば長期保存に耐えるものが好ましいです。(鉛筆や消せるボールペンは不可)

法務局で保管したい場合は、**A4サイズ**、**余白は左20mm、上・右5mm、下10mm**の既定があります。

② 作成した日付を明記する

複数の遺言書が見つかった場合、**一番新しいものが有効**になります。また、遺言作成時に作成者が遺言書を作成する能力があったのかを判定する基準にもなります。○年○月、○月吉日など、**日付が特定できない遺言書は無効**になります。

③ 自署・押印する

本人が記載したことを証明するため**自署・押印**をします。本人が識別できるのであれば、戸籍上の氏名でなくとも、通称でも構いません。住所は、必須事項ではなく、本人であることを強調するために書き添えてもかまいません。押印する**印鑑は必ずしも実印でなくても構いません**が、インク型内蔵の印鑑は避けたほうがよいでしょう。

④ 複数枚になるときは

遺言書が複数枚になるときは、遺言書を**綴り、契印**をします。

⑤ 加除訂正は特定のルールに従う

遺言書作成後に、財産の増減があったり、遺産分割の方法を変えたりする際は、取り消し線・押印・加筆にて**訂正することができます**。その際は、**欄外に「○行目の○文字を削除(訂正)、○字加入(追加)」などと書き添えて訂正**します。この方式に則していない訂正は無効になりますが、遺言書自体は有効です。

⑥ 財産目録を別記する場合

財産目録の項目はパソコン(ワープロ)にて作成できるようになりました(2019年1月から)。**最後に自筆にて署名、押印**をすることが必要です。複数枚になるときは、通し番号でページ数を記載し、**すべてのページに自署・押印**をします。

また、財産目録の代わりに、登記事項証明書(所在・地番・家屋番号等の不動産を特定できる部分)や通帳のコピー(銀行名・支店名・口座名義・口座番号等が分かるページ)を添付することも可能です。

次号は、「自筆証書遺言書」の保管方法についてお伝えします。

余白 5mm

全文**自書・押印**

遺言書

1. 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男○○○○(昭和○○年○月○日生)に相続させる。

2. 私は、私の所有する別紙目録第2記載の不動産を、次男○○○○(昭和○○年○月○日生)に相続させる。

3. 私は、私の所有する以下の財産を、長女○○○○(昭和○○年○月○日生)に相続させる。
・ A株式会社株式 数量○○株 △△△株

4. 私は、上記1、2及び3の財産以外の一切の財産を、妻○○○○(昭和○○年○月○日生)に相続させる。

5. 私は、この遺言の遺言執行者として、長男○○○○を指定する。

令和2年10月13日

住所 岡山市北区○町○丁目○番○○号

相続 太一 (印)

付記
本文9行目3文字削除、3文字加入 相続太一

20mm

10mm

物件等目録

目録部分はパソコンで作成可

第1 不動産
土地
所在地 在 ○○市○区○町○丁目
地番 ○○番○○
地目 宅地
地積 ○○.○○平方メートル
建物
所在地 在 ○○市○区○町○丁目○番○○号
家屋番号 ○○番○○
種類 住宅
構造 木造瓦葺2階建

目 宅地
地積 ○○○.○○平方メートル
地籍簿の表示
土地の符号 1
地籍簿の種別 所有権
地籍簿の割合 ○○○分の○○

自署・押印 相続 太一 (印)

税理士による無料相談 実施中!!

毎月 第1火曜日 60分 要予約

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331

女性の専門家による相続手続き支援

あすなろ相続支援センター

〒702-8026

岡山市南区芳泉4丁目1-5(福田好子税理士事務所内)

☎ 0800-200-6200

E-mail: info@asunarosouzoku.com

URL: http://asunarosouzoku.com

あすなろ相続

検索